

裁判員制度と模擬法廷

吉田 勝信

(日本文化大学 法学部教授)

日本文化大学（法学部）では、授業の一環として全二年度に東京地方裁判所八王子支部の刑事事件傍聴を義務付けております。また大学の年中行事の一つとして、法律事案について学生チームが所論を発表する法律討論会を一五年来、年二回、模擬裁判を一〇年来、毎年一回行っています。模擬裁判は、一〜四年次生の学生三〇名余が裁判官、検察官、弁護士、被告人、証人、などになり、刑事事件の法廷をほぼ実際の裁判と同じ形で再現するものです。題材となる事件のあらずじや争点の輪郭は大学教員から出しますが、起訴状、証拠調べ、検察側・弁護側の弁論、論告求刑、判決にいたるすべてを学生たちが作成しなければなりません。

検察側、弁護側、は自陣の尋問内容などを事前に明かしませんので、当日の法廷は何か起こるか分からない丁々発止の迫真状況に包まれます。学生たちは一〜二ヶ月にわたり過去の判例などを徹底的に当たり、それぞれ自分達の主張が通るよう作戦を練るわけです。数百人の本学学生と一部一般市民による傍聴者の前ですから、さすがに出場する学生たちはいよいよ加減な主張はできません。ときには裁判所の裁判官のところに事前にご指導を仰ぎに行ったり、裁判官に模擬法廷にお越しいただき、ご指導・講評いただくこともあります。また学生の一部は裁判所の模擬裁判に参加して、実務を吸収しています。

ところで平成二一年五月から裁判員制度がスタートします。

言うまでもなく、この制度は国民が裁判員として地方裁判所での重大刑事裁判に参加して、被告人が有罪か、無罪か、有罪の場合どのような量刑にするかを裁判官と一緒に決める制度です。いままで素人には分かりにくい、



あまり触りたくない司法が国民の眼前にさらされ、裁判員六人の一票一票が人に刑を科す、または無罪を言い渡すわけです。「法は正義の実現のためにある、国民が正義の判定に参加する法治国家でなければならない」現場に国民一人一人が踏み込みます。昨今その動機を理解しがたい凶悪な殺傷事件がふえている折、裁判員が犯人にどのような刑を科すか、裁判員は極刑を下せるのか、が国家の体制の問

題として注目されます。また犯行時に一八歳以上の未成年であった被告への判決にあたり、マスコミや世論の振幅・動向が量刑に影響を与えたとされる事例も出ました。さらには裁判員制度をきっかけに、死刑制度への賛否、死刑と無期刑の間の終身刑の是非、死刑執行手続きの透明性、などが今後議論を呼ぶものと思われれます。

裁判員制度については甲論乙駁がありますが、ここではそれは割愛します。いずれにせよ、具体的には犯罪がどのようなにして起こるのか、どのような手続き・期間で結審したら妥当か、どのような点を斟酌して刑を決めたらよいか、裁判制度はどうあるべきか、などのテーマが国民の身近な課題になると思われれます。ある人は被告に責任能力なしと見て無罪、ある人は責任能力ありと判断して懲役二五年、といった割れ方になることもありうるわけで、果たして裁判員はそれだけの根拠を見つけられるでしょうか、裁判官席に登壇して感情に流されず冷静に審理できるでしょうか？

これらは大学生にとっても他人事であってはいけません。本学では裁判員制度をいち早く取り入れ、平成一九年秋、六人の学生裁判員を加えた模擬裁判を行いました。事案はスナックの店長が酔って店内別室で仮眠中に、強盗が刃物をもってスナックに押入り、従業員を縛り上げたところ、

騒ぎに驚いた店長があわてて逃げようとして、窓から路上に転落し大怪我をしたという設定。学生にとっては分かりやすい題材ですが、金はどこにあったのか、店長は酔っていたから落ちたのではないか、店内にいた客の証言はどこまで採用できるか、など状況によって公判のストーリーが大きく変わってしまうため、裁判員を加えて大人数になった学生団の間で、設定の解釈をめぐる右往左往がありました。量刑にかかわる評議の基本について事前に裁判所の裁判官からご指導をいただいたところ、学生の数々の疑問はあっさり解決できました。裁判員になった1〜2年次生にとっては早いうちに裁判員制度の仕組みに触れられるよい機会になったと思います。

このような流れの中で、今春、大学設備の改修にあたり、われわれは迷わず、六人の裁判員席を加えた常設の模擬法廷（裁判官・裁判員九名が座れるワイドな法廷）を学内に設置することにしました。大教室内に新築したため法廷スペースは裁判所の小法廷より広く、傍聴席も八〇人以上とれました。折りしも入学式にお越しいただいた新入学生の保護者の一部の方には新しい模擬法廷を見学いただき、座ったことのない裁判官席に座り、被告席に立つ雰囲気味わっていただきました。学部でワイド法廷をもった大学は珍し

いらしく、テレビ・新聞、数社から取材をいただきました。

ゼミや授業を時々この法廷に移すことにより、本稿で触れる点以外に、つぎのような裁判員制度にかかわる講義がしやすくなりました。

- ① 裁判員に選ばれる基準、選ばれてから公判日までの手続き

- ② 諸外国の陪審制・参審制との違い

- ③ 裁判員の仕事は事実認定と量刑であること。裁判員の一票と多数意見の構成の仕方

- ④ 裁判員が参加する事件の例

⑤ 死刑判決の基準
 などです。多くの学生の印象としては、「普通の教室で講義を受けるのと異なり、模擬法廷で手続きや基準を一つ一



日本文化大学 模擬法廷

つ説明されると、臨場感があり、場面や法理を逐一理解できる」といったものです。

さてこの模擬法廷を学内の模擬裁判（民事事件を含め）や授業に使っているだけではもったいないため、ときには外部の方々にお越しいただくこともわれわれは考えております。平成二〇年九月、第一回の試みとして、（財団法人）八王子市学園都市文化ふれあい財団と共催で、この模擬法廷を使った模擬裁判の公開講座を開催させていただきました。裁判官、検察官、弁護士、証人、被告などは例によって本学の学生がやります。裁判員六名には一般市民に選んでいただく予定です。学生裁判官三人と一般市民裁判員六人が一緒になって裁判進行にあたり、評議し刑を決めます。大学としては早速、裁判所と同じく、裁判員になっていただく一般市民をどのように探すかの悩みをかかえております。傍聴人として一般市民、高校生など七〇名くらいに来ていただく予定です。裁判員制度による裁判ですから、起訴状から論告求刑までをコンパクトにして、もっとも重要な評議に時間をさくつもりです。通常、評議は公開しないものですが、ここでは評議内容をマイクを通して傍聴者の方にお伝えするようにします。大学教員陣としては学生の知識・経験の不足が露見しないか些か不安ではありますが、

一〇年にわたりぶつつけ本番のトレーニングをつんできた本学模擬裁判の伝統から、学生がうまくまとめてくれると期待しております。また一〇月末には学内向け模擬裁判も行います。

このように書きますと日本文化大学では堅苦しい法律論議ばかりしているように映りますが、「法は文化の上に成り立つ、日本文化を深く理解した上で法を学ぶ、そして社会に貢献できる人材が育つ」ことを建学精神にしており、日本文化、歴史、語学、数学、経済学、経営学、簿記など幅広いカリキュラムの上に法学を修めるように設計



しています。そして少人数制を生かして、教員が学生一人一人の勉学、公私生活、就職まで身近に指導することにより、学生の将来にかけがえのない指針を発信しているものと自負しています。そのような風土の中でどのような設備を持つのがよいのか、それは大学が学生を育てたいと思う気持ちに学生がどう対応できる場であるか、の視点から出発します。大きな箱物をつぎつぎと作っても学生に有効に活用されない施設では意味がありません。この課題は言うは易く、行うは難し、なのですが、ほかにも寝転がるフロアリングスペース、女子学生がクッキングできる部屋、女子パウダールームなど、珍しい工夫もいくつか試してみました。

裁判員制度に沿った模擬法廷の教育上の視点をまとめます

1) われわれの模擬法廷は裁判の段取りを授業するものではありません。学生たちが手作りで考えた主張が相手に通じるかどうかを実戦的に学び体験する場です。

参加する学生にとっては公開の模擬法廷の場で自分の理論が相手を論破できるかどうかの緊張感にまみえることは教科書にはない学習になると思われまます。

2) 裁判員制度はその言葉よりもはるかに重い難しい課

題を含む制度です。たとえば、ある犯罪について、ある人は被告の育った環境に鑑み量刑を軽くすべきと思うかもしれないが、ある人はいい年した大人の行動を育った環境に帰結できないと主張するかもしれない、といった、ある側面の見方で大きく評価が異なる現象に、人々はどう対応するのか、すなわち人間の所業を人間が判断する人間くさい作業なのです。しかもそれぞれに根拠、証拠が必要です。被告はなぜそんな犯罪を犯してしまったのか、それを自分はどう裁けるのか、被告は謝罪をしたのか、被害者に賠償をしたのか、など、裁判員制度による模擬法廷が人間について考える場になるのではないかと思います。

3) 模擬裁判を演出するにはまず裁判官、検察、弁護の各スタッフの中で、公判の各段階について意見のすり合わせから始まり、意見統一が図られます。そこには組織を動かすコミュニケーション力、チームワーク、協調性、調整力、リーダーシップなどが求められます。その裏には誤解、批判、落胆といった心理も渦巻いています。そして本番に向けた通し練習では各陣営の作戦もちらちら見えますので、自陣営の作戦の建て直しといった作業も発生します。社会人になってからいやと

いうほど経験するこれらの意志伝達力、組織力、精神力などを学生のうちにある程度修行できる行事です。

4) 学生は一〜二ヶ月にわたり相当な勉強や集中力を求められます。多くの類似判例や刑法、刑事訴訟法、を学ぶのは申すまでもありません。模擬裁判に参加するか否かは立候補制ですが、大学から頼まれる学生もいます。「いやだ、自分には向いてない、自分は忙しい」などと辞退して傍聴人に回ってしまった学生は参加しておけばよかったと就職活動のころに後悔するかもしれません。

5) 裁判員制度の制度設計の問題、たとえばどんな人でも裁判員に選ばれる可能性があること、然るべき理由があれば辞退できる場合もあること、選ばれば仕事を差し置いて参加せねばならないこと、裁判員席から被告に対峙したとき感情に左右されない冷静な判断を求められること、さらに裁判員制度を円滑に軌道に乗せるために克服すべき課題があることなど、模擬法廷という現場で学生は制度上の問題を生々しく感じるができるでしょう。

6) 日本文化大学では学生と学生、学生と教員との細やかな気配りや心と心の交流を重視しています。それ

らは教室の講義でなかなか身につけられるものでなく、自然に身につく場所と機会が必要です。スポーツの大会にもそれなりの発揚がありますが、模擬裁判はここまでご紹介したような総合的知力発揮の場であり、友情や信頼といった人間関係の根本を体験する場でもあります。そして何よりも三時間に及ぶ激闘を乗り切った後の達成感、高揚感を経験した者でないと思えないものではないでしょう。そんな試練を経て、その夜の打ち上げ会で戦いを忘れて深夜まで美酒に酔える学生を羨ましく思います。